

ここから始まる。恋と結婚

♡とちぎ結婚支援センターで自分にピッタリな相手、見つけよう♡

「とちぎ結婚支援センター」を知っていますか？ 「とちぎ結婚支援センター」は、栃木県や各市町などの協賛金によって運営されている公的な結婚支援施設で、「マッチングサービス」を提供しています。

くわしくは 秘書広報課 シティプロモーション係 ☎21-5135

☆「マッチングサービス」とは？

結婚を希望する男女が、自身のプロフィールを登録(会員登録)し、相手情報を閲覧して、会いたい方との引き合わせを申し込みます。相手の方が承諾した場合、センターの結婚相談員が日程調整し、引き合わせします(下図参照)。

図：マッチングサービスの流れ



1
入会申込みと
会員登録



2
お相手探し



3
お引き合わせ



4
交際、
そしてご結婚

☆マッチングサービス おすすめポイント

安心!!

引き合わせは結婚支援センター内で行い、結婚相談員が同席しサポートします。また、交際成立まで個人情報に相手に伝えないなど、個人情報の管理が徹底されています。

しかも!!

非営利事業のため料金が安く、登録料1万円で利用できます。

☆サービスを利用される方は

とちぎ結婚支援センター

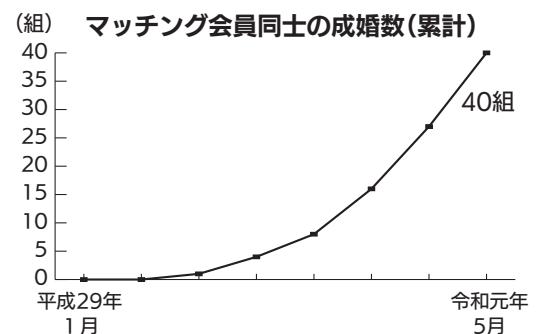
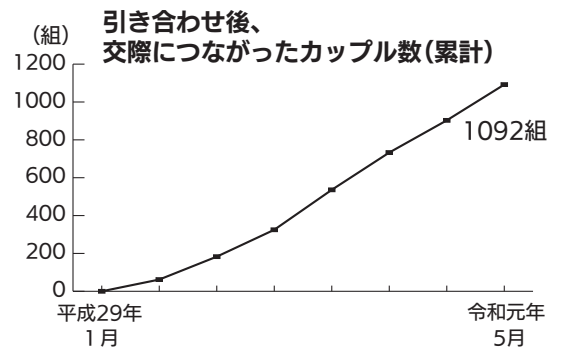
住所：宇都宮市大通り2-1-5

明治安田生命宇都宮大通りビル6階

☎028-688-0880

ホームページ： <https://www.msc-tochigi.jp/>

ホームページ
QRコード



日光市民限定

初回入会登録料1万円の半額を補助します！ ぜひご利用ください
詳しくは秘書広報課シティプロモーション係までお問い合わせください



「日光市まちづくり基本条例」

～共有・参画・協働で、心を感じる市民自治のまち「日光」を実現しよう～

くわしくは 総合政策課 政策調整係 ☎21-5131

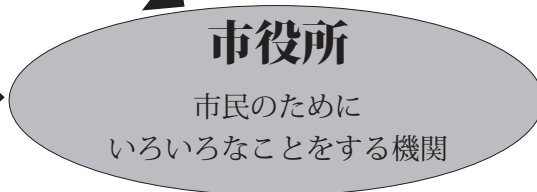
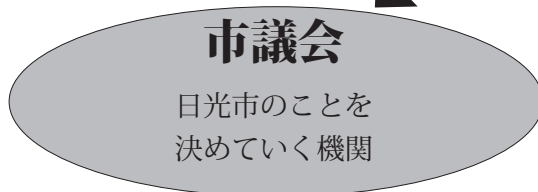
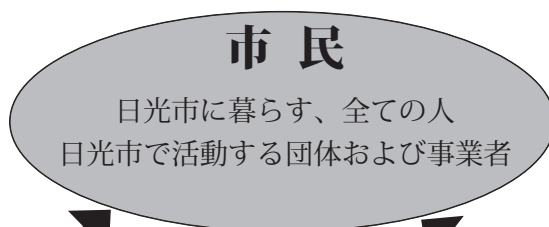
まちづくり基本条例は、市民みんなで育てるまちづくりのルールです。
市民と市議会、市役所が一体となって、まちづくりを進めていく基本理念を定める…。
そして、それをもとにさらなる「市民が主役のまちづくり」を推進していく…。
それが、まちづくり基本条例です。

市民の権利(第4条)

- *まちづくりに参加する権利があります
- *必要な情報を知る権利があります
- *参画・不参画で不利益は受けません

市民の責務(第5条)

- *まちづくりに参画しようとする意識を持つようにします
- *参画するときは、自主性を持ち、自分の発言・行動に責任を持ちます



市議会の責務(第6条)

- *市政の発展と市民福祉の向上のため、権能を行使し、市政の監視・抑制をします
- *公正・公平な議会運営を行うとともに、市民の意見を市政に反映します
- *政策提言及び政策立案のため、積極的な調査活動を行います
- *議員は、議会の役割・責務を認識し、誠実に職務を遂行します

市の責務(第7条)

- *共有・参画・協働のもとに、まちづくりを推進します
- *市民に情報を提供するとともに、説明し、質問にも応じます
- *市民が参画できるよう、多様な参画方法を用意します
- *市民の活動を支援し、市民との協働に努めます

まちづくりとは…

皆さんの暮らす地区や地域、そして市全体が、皆さんにとって「住んでよかった!」「これからも住み続けたい!」と思えるような取り組みは、全て「まちづくり」です!

一人一人が日光市のことを考えて行動する…それが、まちづくりの第一歩!

まずは、地域の行事に参加したり、地域の人とコミュニケーションをとったりと身近なことから始めてみませんか!